

多数の犬や猫を飼育されている 飼い主の皆様へ

～福岡市への届出についてのお知らせ～



平成30年10月から、福岡市内で多数の犬や猫を飼育する場合には、福岡市へ届出をしていただく制度が始まりました。犬や猫の健康・安全を守るとともに、周辺環境を保全するための制度ですので、趣旨をご理解のうえ、届出へのご協力をお願いいたします。

■届出の対象となる飼育頭数（※犬猫ともに生後91日未満のものは除きます）

・犬5頭以上または猫10頭以上

・犬猫合計10頭以上

（例 犬3頭と猫7頭を飼育 → 合計10頭以上であるため届出をお願いします。）

■届出事項（裏面「届出書様式」参照）

・届出者の住所・氏名、飼育頭数、飼育施設の所在地、繁殖防止措置の内容、等

※届出書は、ホームページ [わんにゃんよかネット](#) からダウンロードすることができます。

■届出方法・届出先

福岡市動物愛護管理センター（東部動物愛護管理センターまたは家庭動物啓発センター）へ届出書を提出してください。（窓口持参、郵送、FAX、電子メール）

※飼育状況をお聞きする場合や、状況に応じて飼育施設を訪問させて頂く場合もあります。

【届出・問い合わせ先】

福岡市動物愛護管理センター

東部動物愛護管理センター 福岡市東区蒲田 5-10-1 TEL:092-691-0131 FAX:092-691-0132

家庭動物啓発センター 福岡市西区内浜 1-4-22 TEL:092-891-1231 FAX:092-891-1259

E-mail: dobutsukanri.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

犬又は猫の多頭飼育に係る届出書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

届出者 住所 (法人にあっては所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

多頭飼育により周辺的生活環境が損なわれている事態に関する指導要綱第5条第2項に基づき、以下のとおり届け出いたします。

飼育施設の所在地	区						
	飼育数	犬	オス	頭	メス	頭	計
猫		オス	頭	メス	頭	計	頭
合計							
主として管理する者の氏名							
繁殖を防止するための措置の内容 ※	<input type="checkbox"/> 不妊去勢手術 <input type="checkbox"/> その他 ()						
排せつ物その他の汚物の処理方法 ※	<input type="checkbox"/> 燃えるごみとして処分 <input type="checkbox"/> その他 ()						
周辺的生活環境を保全する方法 ※	鳴き声 () 臭気 () 毛の飛散 () その他 ()						

※注 該当する□にレ印を記入してください。
() 内には具体的な方法を記入してください